

公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

令和 7 年 1 月 15 日

県立広島病院長 板 本 敏 行

1 調達内容

- (1) 業務名
県立広島病院一般廃棄物処理業務
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（3 年間）
（地方自治法〔昭和 22 年法律第 67 号〕第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）
- (4) 履行場所
広島市南区宇品神田一丁目 5 番 54 号
県立広島病院～各処理施設
- (5) 入札方法
契約期間全体の総価で入札に付する。
- (6) 入札書の記載方法等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に可燃ごみの処分手数料相当額を除いた額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額のうち可燃ごみの処分手数料相当額を除いた金額については、110 分の 100 に相当する金額として入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (4) 廃棄物処理法（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項の規定による、本件調達に係

る業務の履行場所を業務範囲とする広島市長の許可を有している者であること。

- (5) 本件調達に係る業務を第三者に委任又は請け負わせることなく、全て履行できる者であること。
- (6) 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 社会保険等の届出の義務を履行できる者であること。

3 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒734-8530 広島市南区宇品神田一丁目5番54号

県立広島病院事務局管財課施設係

電話 (082) 254-1818 (内線 4226)

メールアドレス hphkkanzai@pref.hiroshima.lg.jp

イ 交付期間

令和7年1月15日(水)から令和7年1月21日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は広島県のホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和7年1月21日(火) 午後5時

エ 提出方法

持参、郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律[平成14年法律第99号]第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和7年1月23日(木)までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和7年1月31日（金） 午前10時

イ 場所

〒734-8530 広島市南区宇品神田一丁目5番54号
県立広島病院北棟3階第2会議室

ウ 入札書の提出方法

持参による。電報、郵送等による入札は認めない。

4 落札者の決定方法

- (1) 広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
免除
イ 契約保証金
免除
- (3) 入札者に求められる義務
入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札参加条件を満たさない者による入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21号各号に該当する入札は、無効とする。
- (5) 入札の効力について
この入札による契約の効力は、令和7年4月1日に設立される地方独立行政法人広島県立病院機構に帰属する。
- (6) 契約における特約事項
この入札による契約は、広島県議会における当該契約に係る令和7年度歳入歳出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。
また、令和8年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができるものとする。

(7) 契約書作成の要否
要

(8) 調査協力

入札者は、落札者となった場合において、契約を担当する職員から入札額に係る経費内訳書（一般競争入札事務処理要領別記様式第4号の2の書式による）の提出を求められたとき及び別記様式第4号の3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による確認調査が実施されたとき（再委託を行う場合は再委託先を含む。）は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(9) その他

入札説明書による。

6 問い合わせ先

〒734-8530 広島市南区宇品神田一丁目5番54号

県立広島病院事務局管財課施設係

電話 (082) 254-1818 (内線 4226) ファクシミリ (082) 252-6221

メールアドレス hphkanzai@pref.hiroshima.lg.jp